(二)　令和二年改正法第四条の規定による厚生年金保険法第六条第一項第一号若しくは第一二条第五号の規定の改正又は令和二年改正法第九条の規定による公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六二号）附則第一七条第一二項の規定の改正により第八号施行日において厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であること。

(三)　第八号施行日以後引き続き第八号施行日に取得した厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であること。

2　第八号施行日前において支給事由の生じた厚生年金保険法附則第一三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であって、継続被保険者であるものについては、同法附則第一三条の五第六項の規定は、適用しないこととした。（第五八条関係）

3　存続厚生年金基金が支給する老齢年金給付及び解散基金に係る老齢年金給付については、老齢厚生年金について1及び2の適用がないものとみなして在職支給停止の計算を行うこととした。（第五六条、第五七条、第五九条、第六〇条及び第六二条～第六五条関係）

4　令和二年改正法附則第一条第一一号に掲げる規定の施行の日（以下「第一一号施行日」という。）前において支給事由の生じた障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者であって、次の要件のいずれにも該当する厚生年金保険の被保険者であるものについて、1から3までに準じた在職支給停止の計算を行うこととした。（第六六条～第七六条関係）

(一)　第一一号施行日前から引き続き同一の事業所に使用される者であること。

(二)　令和二年改正法第一〇条の規定による公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一七条第一二項の規定の改正により第一一号施行日において厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であること。

(三)　第一一号施行日以後引き続き第一一号施行日に取得した厚生年金保険の被保険者の資格を有する者であること。

九　施行期日等

1　所要の経過措置を設けることとした。（附則第二条～第二三条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

政令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年八月六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百二十五号

株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第三十二条の九第三項、第三十二条の十第三項及び第六十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社地域経済活性化支援機構法施行令（平成二十一年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を第八条とする。

第五条中「株式会社地域経済活性化支援機構」及び「同機構」を「機構」に改め、同条を第七条とし、第四条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第六十一条第三項の規定による承諾に関する手続等）

第六条　法第六十一条第三項の規定による承諾は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該承諾に係る中小企業者及び機構に対し電磁的方法による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該中小企業者及び機構から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によって得るものとする。

2　独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関は、前項の承諾を得た場合であっても、当該承諾に係る中小企業者又は機構から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該中小企業者又は機構から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

第三条の見出し中「株式会社地域経済活性化支援機構」を「機構」に改め、同条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（法第三十二条の九第三項の規定による承諾等に関する手続等）

第二条　法第三十二条の九第三項の規定による承諾は、同条第一項の申込みをする者（次項において「申込者」という。）が、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）に対し電磁的方法（同条第三項に規定する方法をいう。以下この条及び第六条において同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、機構から書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるもの（次項において「書面等」という。）によって得るものとする。

2　申込者は、前項の承諾を得た場合であっても、機構から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に機構から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

3　前二項の規定は、法第三十二条の十第三項の規定による承諾について準用する。

附　則

この政令は、令和三年九月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣臨時代理　国務大臣　坂本　哲志
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志